

# 母体保護法 条文沿革

\*制定法・改正法の一覧(一)内は施行年月日、「」内は題名)※数字は、例えば「十六」「二十三」「三十」を「一六」「二三」「三〇」というように表記。

制定	昭和三年	七月二三日法律第五六号	昭和三年	九月一日	「優生保護法」
改正	昭和二年	五月三一日法律第五四号	昭和四年	六月一日	「厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律」
改正	昭和四年	六月二四日法律第二六号	昭和四年	六月二四日	「優生保護法の一部を改正する法律」
改正	昭和二年	六月一日法律第七四号	昭和六年	六月一日	「審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律」
改正	昭和七年	五月二七日法律第四一号	昭和七年	五月二七日	「優生保護法の一部を改正する法律」
改正	昭和八年	八月二五日法律第二三三号	昭和八年	九月一日	「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律」
改正	昭和三年	八月二五日法律第二七号	昭和三年	八月五日	「優生保護法の一部を改正する法律」
改正	昭和五年	四月二一日法律第五五号	昭和五年	四月二一日	「優生保護法の一部を改正する法律」
改正	昭和五年	八月一〇日法律第四五号	昭和六年	二月一日	「薬事法」
改正	昭和七年	五月二六日法律第四〇号	昭和七年	一月一日	「行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」
改正	昭和四年	六月二一日法律第二八号	昭和四年	六月二一日	「優生保護法の一部を改正する法律」
改正	昭和二年	八月二一日法律第二二〇号	昭和二年	八月一日	「許可、認可等の整理に関する法律」
改正	昭和四年	五月二八日法律第六四号	昭和五年	五月二八日	「優生保護法の一部を改正する法律」
改正	昭和五年	六月二五日法律第四四号	昭和五年	六月二五日	「優生保護法の一部を改正する法律」
改正	昭和五年	一月二六日法律第八三号	昭和五年	一月二六日	「優生保護法の一部を改正する法律」
改正	昭和六年	五月二五日法律第五一号	昭和六年	五月二五日	「障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律」
改正	昭和七年	八月二七日法律第八〇号	昭和七年	八月三〇日	「老人保健法」
改正	昭和六年	六月二五日法律第七二号	昭和六年	六月二五日	「優生保護法の一部を改正する法律」
改正	昭和二年	九月二六日法律第九六号	昭和三年	七月一日	「精神衛生法等の一部を改正する法律」
改正	昭和二年	六月二九日法律第五六号	平成二年	六月二九日	「優生保護法の一部を改正する法律」
改正	平成二年	六月二八日法律第七四号	平成二年	四月一日	「精神保健法等の一部を改正する法律」
改正	平成五年	一月二二日法律第八九号	平成六年	一月一日	「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
改正	平成六年	七月一日法律第八四号	平成六年	七月一日	「△/平成 九年 四月 一日(B)」※各条文に施行日によって「A」又は「B」と注記
改正	平成七年	五月二九日法律第九四号	平成七年	七月一日	「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」
改正	平成七年	六月二六日法律第一〇八号	平成七年	六月二六日	「精神保健法の一部を改正する法律」
改正	平成八年	三月三一日法律第二八号	平成八年	四月一日	「優生保護法の一部を改正する法律」
改正	平成八年	六月二六日法律第一〇五号	平成八年	九月二六日	「らい予防法の廃止に関する法律」
改正	平成二年	二月二二日法律第一六〇号	平成二年	一月六日	「優生保護法の一部を改正する法律」
改正	平成二年	五月二四日法律第八〇号	平成二年	五月二四日	「中央省庁等改革関係法施行法」
改正	平成三年	二月二二日法律第五三号	平成四年	三月一日	「母体保護法の一部を改正する法律」
改正	平成七年	七月二九日法律第九〇号	平成七年	七月二九日	「保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律」
改正	平成八年	六月二二日法律第五〇号	平成二〇年	二月一日	「母体保護法の一部を改正する法律」
改正	平成八年	六月二二日法律第五〇号	平成二〇年	二月一日	「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
改正	平成八年	六月二二日法律第八三号	平成二〇年	四月一日	「健康保険法等の一部を改正する法律」※昭五七法八〇(附則が本法に關係)の改正のみ
改正	平成二年	六月二三日法律第四六号	平成二年	六月二三日	「母体保護法の一部を改正する法律」※昭五七法八〇(附則が本法に關係)の改正のみ
改正	平成三年	六月二四日法律第七四号	平成三年	七月二四日	「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」※平一八法五〇(附則が本法に關係)の改正のみ
改正	平成三年	六月二四日法律第七四号	平成三年	七月二四日	「母体保護法の一部を改正する法律」
改正	平成三年	六月二四日法律第七五号	平成三年	六月二四日	「母体保護法の一部を改正する法律」
改正	平成五年	一月二七日法律第八四号	平成六年	一月二五日	「薬事法等の一部を改正する法律」
改正	平成五年	二月二三日法律第一〇三号	平成五年	二月二三日	「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」※平二五法八四(附則が本法に關係)の改正のみ

※施行日は、分割施行の場合も、本法の改正に關係する部分の施行日のみ記載した。

すべての条文を項で区切って、各項の改正履歴を、改正織込み後の条文によって、表示した。項と項の間には、空白行を一行入れた。

目次は、一行ずつを項とみなした。編名・章名・款名・目名は、それを項とみなした。条文見出しは、その直後の項の一部とみなした。別表は、項目の一つ一つを項とみなした。

- ・「削除」とあるのは、条文が削られて消えたことを示しており、原典にはない。(単に「削除」とあるのは、そこに「削除」という文字が残っている。)
- ・改正前後の条文の連続性は、条や項の番号によってではなく、内容によって決定した。よって、編者の恣意による。
- ・形式的にはあるまとまりが全部改正されているも、一つずつの項について、連続性の有無を考えている。
- ・形式的には改正されているも、実際には一字も改正されていない項については、改正されていないものとみなした。
- ・条文の色は、改正法の一覧の色分けによる。また、現行の条文には、傍線を付した。
- ・◎及びその内部は、編者が付した注記で、原典にはない。
- ・改正法の公布年と法律番号を、例えば「昭和五十五年法律第五十一号」は「昭五五法五一」というように略して、◎内に記した。
- ・振りがな及びその改正はすべて省略した。
- ・新規制定時の附則は全録したが、一部改正法の附則は本法に關係ありそうな部分のみ抄録した。
- ・条文のデータは、衆議院ウェブサイトから引用したが、発見できた誤りは官報に照らして訂正した。

優生保護法 《昭三三法一五六》  
母体保護法 《平八法一〇五》

## 第一章 総則 《昭三三法一五六》

(この法律の目的)

第一条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。《昭三三法一五六》

(この法律の目的)

第一条 この法律は、不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により、母性の生命健康を保護することを目的とする。《平八法一〇五》

(定義)

第二条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。《昭三三法一五六》

(定義)

第二条 この法律で不妊手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。《平八法一〇五》

(定義)

第二条 この法律で不妊手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で厚生労働省令をもつて定めるものをいう。《平一法一〇〇》

2| この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保持することのできない時期に、人工的に胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。《昭三三法一五六》

## 第二章 優生手術 《昭三三法一五六》

### 第二章 不妊手術 《平八法一〇五》

(任意の優生手術)

第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一 本人又は配偶者が遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有し、且つ、子孫にこれが遺伝する虞れのあるもの

三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの 《昭三三法一五六》

(任意の優生手術)

第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一 本人又は配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの

三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの 《昭二四法二二六》

(医師の認定による優生手術)

第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇形を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの

三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの 《昭二七法一四一》

(医師の認定による優生手術)

第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇形を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの

三 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

四 現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの 《平八法二一八》

第三条 医師は、次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意及び配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、不妊手術を行うことができる。ただし、未成年者については、この限りでない。

一 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの  
現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの 《平八法一〇五》

2 前項第四号及び第五号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。《昭二七法一四一》

2 前項第三号及び第四号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。《平八法一八》

2| 前項各号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による不妊手術を行うことができる。《平八法一〇五》

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。《昭三三法一五六》

3| 第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。《昭二七法一四一》

(強制優生手術の審査の申請)

第四条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、前条の同意を得なくとも、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。《昭三三法一五六》

(強制優生手術の審査の申請)

第四条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、前条の同意を得なくとも、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。《昭二四法一五四》

(強制優生手術の審査の申請)

第四条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならぬ。《昭二四法二二六》

(審査を要件とする優生手術の申請)

第四条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならぬ。《昭二七法一四一》

第四条から第十三条まで 削除 《平八法一〇五》

第五條 (優生手術の審査)

都道府県優生保護委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同条に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。《昭三三法一五六》

(優生手術の審査)

第五條 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同条に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。《昭二四法一五四》

【削除】《平八法一〇五》

2 都道府県優生保護委員会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請書、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。《昭三三法一五六》

2 都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請書、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。《昭二四法一五四》

【削除】《平八法一〇五》

(再審査の申請)  
第六條 前条第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同条同項の通知を受けた日から二週間以内に、中央優生保護委員会に対して、その再審査を申請することができる。《昭三三法一五六》

(再審査の申請)

第六條 前条第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同条同項の通知を受けた日から二週間以内に、中央優生保護審査会に対して、その再審査を申請することができる。《昭二四法一五四》

(再審査の申請)

第六條 前条第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同条同項の通知を受けた日から二週間以内に、公衆衛生審議会に対して、その再審査を申請することができる。《昭五七法八〇》

【削除】《平八法一〇五》

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。《昭二三法一五六》

【削除】《平八法一〇五》

3 前二項の規定による再審査の申請は、優生手術を受くべき旨の決定をした都道府県優生保護審査会を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県優生保護審査会は、必要な意見を附さなければならない。《昭二八法二二三》

【削除】《平八法一〇五》

(優生手術の再審査)  
第七條 中央優生保護委員会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府県優生保護委員会及び手術を行うべき医師に通知する。《昭二三法一五六》

(優生手術の再審査)

第七條 中央優生保護審査会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府県優生保護審査会及び手術を行うべき医師に通知する。《昭二四法一五四》

(優生手術の再審査)

第七條 公衆衛生審議会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府県優生保護審査会及び手術を行うべき医師に通知する。《昭五七法八〇》

【削除】《平八法一〇五》

第八條 第四条の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護委員会又は中央優生保護委員会に対し、第五条第一項の審査又は前条の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。《昭二三法一五六》

(審査に関する意見の申述)

第八條 第四条の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護審査会又は中央優生保護審査会に対し、第五条第一項の審査又は前条の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。《昭二四法一五四》

(審査に関する意見の申述)

第八條 第四条の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護審査会又は公衆衛生審議会に対し、第五条第一項の審査又は前条の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。《昭五七法八〇》

【削除】《平八法一〇五》

(訴の提起)  
第九條 中央優生保護委員会の決定に対して不服のある者は、第七条の通知を受けた日から一箇月以内に訴を提起することができる。《昭二三法一五六》

(訴の提起)

第九條 中央優生保護審査会の決定に対して不服のある者は、第七条の通知を受けた日から一箇月以内に訴を提起することができる。《昭二四法一五四》

(訴の提起)

第九條 中央優生保護審査会の決定に対して不服のある者は、その取消しの訴を提起することができる。《昭三七法一四〇》

【削除】《平八法一〇五》

(争訟の方式)  
第九條の二 第五条第一項の規定による優生手術を受くべき旨の決定に不服がある者は、第六条及び前条の規定によることよつてのみ争うことができる。《昭三七法一四〇》

【削除】《平八法一〇五》

(優生手術の実施)  
第十條 優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないときは、その決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第五条第二項の医師が、優生手術を行う。《昭二三法一五六》

【削除】《平八法一〇五》

(費用の国庫負担)  
第十一條 前条の規定によつて行なう優生手術に関する費用は、政令の定めるところによつて、国庫の負担とする。《昭三三法一五六》

(費用の負担)

第十一條 前条の規定によつて行なう優生手術に関する費用は、政令の定めるところにより、当該都道府県の支弁とする。《昭三五法五五》

【削除】《平八法一〇五》

2 前項の費用は、国庫の負担とする。《昭三五法五五》

【削除】《平八法一〇五》

(精神病者等に対する優生手術)  
第十二條 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹つている者について、精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十條(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一條(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。《昭二七法一四一》

(精神病者等に対する優生手術)

第十二條 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹つている者について、精神保健法(昭和二十

五年法律第二百二十三号) 第二十条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一条(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。命六二法九八

(精神病者等に対する優生手術)

第十二条 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱にかかつている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合)又は同法第二十一条(市町村長が保護者となる場合)に規定する保護者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。《平五法七四》

(精神病者等に対する優生手術)

第十二条 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱にかかつている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合)又は同法第二十一条(市町村長が保護者となる場合)に規定する保護者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。《平七法九四》

【削除】《平八法一〇五》

第十三条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹つているかどうかが及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を申請者及び前条の同意者に通知する。《昭二七法一四一》

【削除】《平八法一〇五》

2 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があつたときは、優生手術を行うことができる。《昭二七法一四一》

【削除】《平八法一〇五》

### 第三章 母性保護 《昭三法一五六》

(任意の人工妊娠中絶)

第十二条 都道府県の区域を単位として設立せられた社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という。)は、第三条第一項第一号から第四号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、任意に、人工妊娠中絶を行うことができる。《昭三法一五六》

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という。)は、左の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

三 本人又は配偶者が癲疾患に罹つているもの

四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

五 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することのできない間に姦淫されて妊娠したもの 《昭二七法一四一》

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

三 本人又は配偶者がらい疾患にかかつているもの

四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

五 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することのできない間に姦淫されて妊娠したもの 《平五法七四》

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

三 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

四 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することのできない間に姦淫されて妊娠したもの 《平八法二八》

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することのできない間に姦淫されて妊娠したもの 《平八法一〇五》

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することのできない間に姦淫されて妊娠したもの 《平一八法五〇》

2 前項の同意には、第三条第二項の規定を準用する。《昭三法一五六》

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。《昭二七法一四一》

3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神薄弱者であるときは、精神衛生法第二十条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一条(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意をもつて本人の同意とみなすことができる。《昭七法一四一》

3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神薄弱者であるときは、精神保健法第二十条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一条(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意をもつて本人の同意とみなすことができる。《昭六二法九八》

3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神薄弱者であるときは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一条(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護者の同意をもつて本人の同意とみなすことができる。《平五法七四》

3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神薄弱者であるときは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一条(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護者の同意をもつて本人の同意とみなすことができる。《平七法九四》

【削除】《平八法一〇五》

(人工妊娠中絶の審査の申請)

第十三条 指定医師は、左の各号の一に該当する者に対して、人工妊娠中絶を行うことが母性保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護委員会に対し、人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を、申請することができる。

一 別表中第一号又は第二号に掲げる疾患に罹つているもの

二 分娩後一年以内の期間に更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

三 現に数人の子を有している者が更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

四 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することが

できない間に姦淫されて、妊娠したもの(昭三法一五六)

(人工妊娠中絶の審査の申請)

第十三条 指定医師は、左の各号の一に該当する者に対して、人工妊娠中絶を行うことが母性保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護審査会に対し、人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を、申請することができる。

一 別表中第一号又は第二号に掲げる疾患に罹っているもの  
二 分娩後一年以内の期間に更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの  
三 現に数人の子を有している者が更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの  
四 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて、妊娠したもの(昭二四法一五四)

(人工妊娠中絶の審査の申請)  
第十三条 指定医師は、左の各号の一に該当する者に対して、人工妊娠中絶を行うことが母性保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護審査会に対し、人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を、申請することができる。

一 本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱であるもの  
二 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害する虞れのあるもの  
三 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて、妊娠したもの(昭二四法二一六)

【削除】(昭二七法一四二)

2 前項の申請には、同項第一号から第三号の場合にあつては他の医師の意見書を、同条第四号の場合にあつては民生委員の意見書を添えることを要する。(昭三法一五六)

2 前項の申請には、同項第一号の場合にあつては他の医師の意見書を、同項第二号の場合にあつては身体的理由によるときは他の医師の、経済的理由によるときは他の医師及び民生委員の意見書を、同項第三号の場合にあつては民生委員の意見書を添えることを要する。(昭二四法二一六)

【削除】(昭二七法一四二)

3 第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足り、本人が心神喪失の状況にあるときは後見人又は保佐人の同意をもつてこれに代えることができる。(昭三法一五六)

【削除】(昭二七法一四二)

4 本人が心神喪失の状態にあるため、その意思を表示することができない場合において、親権者、後見人又は保佐人があるときは、親権者、後見人又は保佐人の、親権者、後見人又は保佐人がないときは、親族の同意をもつて本人の同意に代えることができ、そのいずれもないときは、本人の同意を必要としない。(昭二四法二一六)

【削除】(昭二七法一四二)

(人工妊娠中絶の審査)  
第十四条 地区優生保護委員会は、前条第一項の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同条第一項に規定する要件を具備しているかどうか及び未成年者についてはその同意が他から強制されたものでないかどうかを審査の上、人工妊娠中絶を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者に通知する。(昭三法一五六)

(人工妊娠中絶の審査)

第十四条 地区優生保護審査会は、前条第一項の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同条第一項に規定する要件を具備しているかどうか及び未成年者についてはその同意が他から強制されたものでないかどうかを審査の上、人工妊娠中絶を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者に通知する。(昭二四法一五四)

【削除】(昭二七法一四二)

(人工妊娠中絶の実施)  
第十五条 指定医師は、前条の決定に従い、人工妊娠中絶を行うことができる。(昭三法一五六)

【削除】(昭二七法一四二)

(受胎調節の実地指導)

第十五条 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は、都道府県知事の指定を受けた者

でなければ業として行つてはならない。但し、子宮腔内に避妊用の器具をそう入する行為は、医師でなければ業として行つてはならない。(昭二七法一四二)

(受胎調節の実地指導)

第十五条 女子に対して厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師のほかは、都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行つてはならない。ただし、子宮腔内に避妊用の器具を挿入する行為は、医師でなければ業として行つてはならない。(平一法一六〇※「避妊用」を「避妊用」に改める改正規定がある。)

2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。(昭二七法一四二)

2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生労働大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。(平一法一六〇)

2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生労働大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了した助産師、保健師又は看護師とする。(平一三法一五三)

3 前二項に定めるものの外、都道府県知事の指定又は認定に関して必要な事項は、政令でこれを定める。(昭二八法二二三)

第四章 優生保護委員会(昭三法一五六)

第四章 優生保護審査会(昭二四法一五四)

第四章 都道府県優生保護審査会(昭五七法八〇)

第四章及び第五章 削除(平八法一〇五)

(優生保護委員会)

第十六条 優生手術及び人工妊娠中絶に関する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護委員会を置く。(昭三法一五六)

(優生保護審査会)

第十六条 優生手術及び人工妊娠中絶に関する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護委員会を置く。(昭二四法一五四)

(優生保護審査会)

第十六条 優生手術に関する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護委員会を置く。(昭二七法一四二)

(都道府県優生保護審査会)

第十六条 優生手術に関する適否の審査を行うため、都道府県知事の監督に属する都道府県優生保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。(昭五七法八〇)

第十六条から第二十四条まで 削除(平八法一〇五)

(種類と権限)

第十七条 優生保護委員会は、中央優生保護委員会、都道府県優生保護委員会及び地区優生保護委員会とする。(昭二三法一五六)

(種類と権限)

第十七条 優生保護審査会は、中央優生保護審査会、都道府県優生保護審査会及び地区優生保護審査会とする。(昭二四法一五四)

(種類と権限)

第十七条 優生保護審査会は、中央優生保護審査会及び都道府県優生保護審査会とする。(昭二七法一四二)

第一七条 削除(昭五七法八〇)

【削除】(平八法一〇五)

2 中央優生保護委員会は、厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に関する適否の再審査を行う外、この法律で定める優生保護上必要な事項を処理する。(昭三法一五六)

2 中央優生保護審査会は、厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に関する適否の再審査を行う外、この法律で定める優生保護上必要な事項を処理する。(昭二四法一五四)

【削除】(昭五七法八〇)

3 都道府県優生保護委員会は、都道府県ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、優生手術に関する適否の審査を行う。(昭三法一五六)

3 都道府県優生保護審査会は、都道府県ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、優生手術に関する適否の審査を行う。(昭二四法一五六)

四) **【削除】**《昭五七法八〇》

4 地区優生保護委員会は、保健所の区域ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、人工妊娠中絶に関する適否の審査を行う。《昭三三法一五六》

4 地区優生保護審査会は、保健所の区域ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、人工妊娠中絶に関する適否の審査を行う。《昭二四法一五四》

**【削除】**《昭二七法一四二》

(構成)

第十八条 中央優生保護委員会は委員三十人以内で、都道府県優生保護委員会は委員十人以内で、地区優生保護委員会は委員五人以内で、これを組織する。《昭二三法一五六》

(構成)

第十八条 中央優生保護審査会は委員三十人以内で、都道府県優生保護審査会は委員十人以内で、地区優生保護審査会は委員五人以内で、これを組織する。《昭二四法一五四》

(構成)

第十八条 中央優生保護審査会は委員二十五人以内で、都道府県優生保護審査会は委員十人以内で、地区優生保護審査会は委員五人以内で、これを組織する。《昭二六法一七四》

(構成)

第十八条 中央優生保護審査会は委員二十五人以内で、都道府県優生保護審査会は委員十人以内で、これを組織する。《昭二七法一四二》

第一条 審査会は、委員十人以内で組織する。《昭五七法八〇》

**【削除】**《平八法一〇五》

2 各優生保護委員会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。《昭三三法一五六》

2 各優生保護審査会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。《昭二四法一五四》

**【削除】**《平八法一〇五》

3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央優生保護委員会にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護委員会及び地区優生保護委員会にあつては都道府県知事が、それぞれ、これを命ずる。《昭三三法一五六》

3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央優生保護審査会にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護審査会及び地区優生保護審査会にあつては都道府県知事が、それぞれ、これを命ずる。《昭二四法一五四》

3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央優生保護審査会にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護審査会にあつては都道府県知事が、それぞれ、これを命ずる。《昭二七法一四二》

3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、都道府県知事が任命する。《昭五七法八〇》

**【削除】**《平八法一〇五》

4 各優生保護委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。《昭三三法一五六》

4 各優生保護審査会に、委員の互選による委員長一人を置く。《昭二四法一五四》

**【削除】**《平八法一〇五》

5 都道府県優生保護審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条(報酬及び費用弁償)の規定を準用する。《昭二七法一四二》

5 審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条(報酬及び費用弁償)の規定を準用する。《昭五七法八〇》

**【削除】**《平八法一〇五》

(委任事項)

第十九条 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護委員会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。《昭三三法一五六》

(委任事項)

第十九条 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護審査会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。《昭二四法一五四》

(委任事項)

第十九条 この法律で定めるもののほか、委員の任期、委員長の職務その他審査会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。《昭五七法八〇》

**【削除】**《平八法一〇五》

第五章 優生結婚相談所 《昭二三法一五六》

第五章 優生保護相談所 《昭二七法一四二》

**【削除】**《平八法一〇五》

第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応ずるとともに、遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図つて、不良な子孫の出生を防止するため優生結婚相談所を設置する。《昭二三法一五六》

(優生結婚相談所)

第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、優生結婚相談所を設置する。《昭二四法一五六》

(優生保護相談所)

第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、優生保護相談所を設置する。《昭二七法一四二》

**【削除】**《平八法一〇五》

(配置)

第二十一条 優生結婚相談所は、都道府県に少くとも一箇所以上、これを設置する。《昭二三法一五六》

(設置)

第二十一条 都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しなければならない。《昭二七法一四二》

(設置)

第二十一条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、優生保護相談所を設置しなければならない。《平六法八四A》

**【削除】**《平八法一〇五》

2 優生結婚相談所は、保健所に、これを附置することができる。《昭二三法一五六》

2 前項の優生保護相談所は、保健所に附置することができる。《昭二七法一四二》

**【削除】**《平八法一〇五》

3 都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を受けなければならない。《昭二七法一四二》

**【削除】**《昭四二法二二〇》

4 国は、第一項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その経費の一部を補助することができる。《昭二七法一四二》

3 国は、第一項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その経費の一部を補助することができる。《昭四二法二二〇》

**【削除】**《平八法一〇五》

(設置の認可)

第二十二条 国以外の者は、優生結婚相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。《昭二三法一五六》

(設置の認可)

第二十二条 国、都道府県及び保健所を設置する市以外の者は、優生保護相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。《昭二七法一四二》

(設置の認可)

第二十二條 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区以外の者は、優生保護相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。《平六法八四A》

(設置の認可)

第二十二條 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区以外の者は、優生保護相談所を設置しようとするときは、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第三項において同じ。)の認可を得なければならない。《平六法八四B―施行前に平八法一〇五》  
この改正は削られ、施行されなかった。

【削除】《平八法一〇五》

2 前項の優生結婚相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。《昭三法五六》

2 前項の優生保護相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。《昭二七法一四一》

【削除】《平八法一〇五》

3 厚生大臣は、第一項の優生保護相談所が前項の基準に該当しなかつたときは、その認可を取り消すことができる。この場合においては、厚生大臣は、優生保護相談所の設置者に積明の機会を与えるため、職員をして当該設置者について聴聞を行わせなければならない。《昭二八法二二三》

3 厚生大臣は、第一項の優生保護相談所が前項の基準に該当しなかつたときは、その認可を取り消すことができる。《平五法八九》

3 都道府県知事は、第一項の優生保護相談所が前項の基準に該当しなかつたときは、その認可を取り消すことができる。《平六法八四B―施行前に平八法一〇五》  
この改正は削られ、施行されなかった。

【削除】《平八法一〇五》

(名称の独占)

第二十三條 この法律による優生結婚相談所でなければ、その名称中に、優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。《昭三法五六》

(名称の独占)

第二十三條 この法律による優生保護相談所でなければ、その名称中に、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。《昭二七法一四一》

【削除】《平八法一〇五》

(委任事項)

第二十四條 この法律で定めるものの外、優生結婚相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。《昭三法一五六》

(委任事項)

第二十四條 この法律で定めるものの外、優生保護相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。《昭二七法一四一》

【削除】《平八法一〇五》

第六章 届出、禁止その他 《昭三法一五六》

(届出)

第二十五条 医師又は指定医師は、第三条第一項、第十条又は第十五条の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その日から三日以内に、その旨を、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。《昭三法一五六》

(届出)

第二十五条 医師又は指定医師は、第三条第一項、第十条、第十三条第二項又は第十四条第一項の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月十日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。《昭二七法一四一》

【届出】

第二十五条 医師又は指定医師は、第三条第一項又は第十四条第一項の規定によつて不妊手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月十日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。《平八法一〇五》

(通知)

第二十六条 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。《昭二

三法一五六》

(通知)

第二十六条 不妊手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、不妊手術を受けた旨を通知しなければならない。《平八法一〇五》

(秘密の保持)

第二十七条 優生保護委員会の委員及び臨時委員、優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は優生結婚相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。《昭三法一五六》

(秘密の保持)

第二十七条 優生保護審査会の委員及び臨時委員、優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は優生結婚相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。《昭二四法一五四》

(秘密の保持)

第二十七条 優生保護審査会の委員及び臨時委員、優生手術の審査若しくは施行の事務又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者及び優生保護相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。《昭二七法一四一》

(秘密の保持)

第二十七条 優生手術の審査又はその事務に従事した者、優生手術又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者及び優生保護相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。《昭五七法八〇》

(秘密の保持)

第二十七条 不妊手術又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。《平八法一〇五》

(禁止)

第二十八条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、優生手術を行つてはならない。《昭三法一五六》

(禁止)

第二十八条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない。《昭二四法二六》

第七章 罰則 《昭三法一五六》

(第十五条第一項違反)

第二十九条 第十五条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。《昭二七法一四一》

(第十五条第一項違反)

第二十九条 第十五条第一項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。《昭五七法八〇》

(第二十二條違反)

第二十九条 第二十二條の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものは、これを五千元以下の罰金に処する。《昭三法一五六》

(第二十二條違反)

第三十条 第二十二條の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生保護相談所を開設したものは、これを五万円以下の罰金に処する。《昭二七法一四一》

(第二十二條違反)

第三十条 第二十二條の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生保護相談所を開設したものは、これを三十万円以下の罰金に処する。《昭五七法八〇》

(第二十二條第一項違反)

第三十条 第二十二條第一項の規定に違反して、優生保護相談所を開設したものは、これを三十万円以下の罰金に処する。《平六法八四B―施行前に平八法一〇五》  
この改正は削られ、施行されなかった。

第三十条及び第三十一条 削除 《平八法一〇五》

(第二十三條違反)

第三十条 第二十三條の規定に違反して、優生結婚相談所たることを示す名称を用いた者は、これを千円以下の過料に処する。《昭三法一五六》

(第二十三條違反)

第三十一条 第二十三條の規定に違反して、優生保護相談所という文字

又はこれに類似する文字を名称として用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。《昭二七法一四一》

**(第二十三条違反)**

第三十一条 第二十三条の規定に違反して、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者は、これを十万円以下の過料に処する。《昭五七法八〇》

**【削除】《第八法一〇五》**

**(第二十五条違反)**

第三十一条 第二十五条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。《昭三三法一五六》

**(第二十五条違反)**

第三十二条 第二十五条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。《昭二七法一四一》

**(第二十五条違反)**

第三十二条 第二十五条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを十万円以下の罰金に処する。《昭五七法八〇》

**(第二十七条違反)**

第三十二条 第二十七条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。《昭三三法一五六》

**(第二十七条違反)**

第三十三条 第二十七条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。《昭二七法一四一》

**(第二十七条違反)**

第三十三条 第二十七条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。《昭五七法八〇》

**(第二十八条違反)**

第三十三条 第二十八条の規定に違反して、優生手術を行った者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。《昭三三法一五六》

**(第二十八条違反)**

第三十三条 第二十八条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。《昭二七法一四一》

**(第二十八条違反)**

第三十四条 第二十八条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。《昭二七法一四一》

**(第二十八条違反)**

第三十四条 第二十八条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。《昭五七法八〇》

**附則 《昭三三法一五六》**

**(施行期日)**

第三十四条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。《昭三三法一五六》

**(施行期日)**

第三十五条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。《昭二七法一四一》

**(関係法律の廃止)**

第三十五条 国民優生法(昭和十五年法律第七号)は、これを廃止する。《昭三三法一五六》

**(関係法律の廃止)**

第三十六条 国民優生法(昭和十五年法律第七号)は、これを廃止する。《昭二七法一四一》

**(罰則規定の効力の存続)**

第三十六条 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前条の法律は、この法律施行後も、なおその効力を有する。《昭三三法一五六》

**(罰則規定の効力の存続)**

第三十七条 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用に

ついては、前条の法律は、この法律施行後も、なおその効力を有する。《昭二七法一四一》

**(届出の特例)**

第三十七条 第二十五条の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の届出に関する規程)の規定による届出した場合は、その範囲内で、これを適用しない。《昭三三法一五六》

**(届出の特例)**

第三十八条 第二十五条の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の届出に関する規程)の規定による届出した場合は、その範囲内で、これを適用しない。《昭二七法一四一》

**(受胎調節指導のために必要な医薬品)**

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和三十五年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十九条第一項及び第四十四条第八号の規定にかかわらず、販売することができる。《昭三〇法一二七》

**(受胎調節指導のために必要な医薬品)**

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和四十年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十九条第一項及び第四十四条第八号の規定にかかわらず、販売することができる。《昭三五法五五》

**(受胎調節指導のために必要な医薬品)**

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和四十年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。《昭三五法一四五》

**(受胎調節指導のために必要な医薬品)**

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和四十五年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。《昭四〇法一二八》

**(受胎調節指導のために必要な医薬品)**

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和五十五年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。《昭四五法六四》

**(受胎調節指導のために必要な医薬品)**

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和六十年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。《昭五〇法四四》

**(受胎調節指導のために必要な医薬品)**

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和六十五年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。《昭五五法八三》

**(受胎調節指導のために必要な医薬品)**

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和七十年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。《昭六〇法七二》

**(受胎調節指導のために必要な医薬品)**

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、平成七年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。《昭二五法五六》

**(受胎調節指導のために必要な医薬品)**

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、平成十二年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける

者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。《平七法二〇八》

（受胎調節指導のために必要な医薬品）

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、平成十七年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。《平二七法八〇》

（受胎調節指導のために必要な医薬品）

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、平成十七年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものに限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。《平一七法九〇》

（受胎調節指導のために必要な医薬品）

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、平成二十二年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものに限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。《平一七法九〇》

（受胎調節指導のために必要な医薬品）

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、平成二十七年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものに限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。《平二七法八〇》

（受胎調節指導のために必要な医薬品）

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、平成二十七年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものに限り、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。《平二七法八〇》

2 都道府県知事は、第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号の一に該当したときは、同条同項の指定を取り消すことができる。

一 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品につき薬事法第三十三条の規定の適用がある場合において、同条の規定による検査に合格しない当該医薬品を販売したとき

二 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品以外の医薬品を業として販売したとき

三 前各号の外、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を業として販売したとき《昭三〇法一一七》

2 都道府県知事は、第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号の一に該当したときは、同条同項の指定を取り消すことができる。

一 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品につき薬事法第四十三条の規定の適用がある場合において、同条の規定による検定に合格しない当該医薬品を販売したとき

二 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品以外の医薬品を業として販売したとき

三 前各号の外、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を業として販売したとき《昭三五法一四五》

2 都道府県知事は、第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号の一に該当したときは、同条同項の指定を取り消すことができる。

一 前項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品につき薬事法第四十三条第一項の規定の適用がある場合において、同項の規定による検定に合格しない当該医薬品を販売したとき

二 前項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品以外の医薬品を業として販売したとき

三 前各号の外、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を業として販売したとき《平一七法九〇》《平二七法八〇》  
施行前に改正を受けたもの》

2| 都道府県知事は、第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、同項の指定を取り消すことができる。

一 前項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品につき医薬品、

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定の適用がある場合において、同項の規定による検定に合格しない当該医薬品を販売したとき

二 前項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品以外の医薬品を業として販売したとき

三 前二号のほか、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を業として販売したとき《平二七法八〇》

3 都道府県知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、処分を事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに当該処分を受ける者に通知しかつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。ただし、都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで前項に規定する処分をすることができる。《昭三〇法二七七》

3| 前項の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。《平五法八九》

（指定医師を指定する医師会の特例）

第四十条 第十四条第一項に規定する公益社団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第二百八十三条に規定するもののほか、公益社団法人及び特例社団法人（同法第四十二条第一項に規定する特例社団法人をいう。以下この項において同じ。）以外の一般社団法人であつて、母体保護法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十五号）の施行の際特例社団法人であつたもの（次項において「特定法人」という。）を含むものとする。《平三三法七五》

2| 厚生労働大臣は、都道府県の区域を単位として設立された特定法人たる医師会に対し、当該医師会が行う第十四条第一項の指定に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。《平一三法七五》

附則 《昭二四法一五四》

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。《昭二四法一五四》

附則 《昭二四法二二六》

この法律は、公布の日から施行する。《昭二四法一五四》

附則 《抄》《昭二六法一七四》

1| この法律は、公布の日から施行する。但し、第一条中精神衛生研究所に関する規定は、昭和二十七年一月一日から施行する。《昭二六法一七四》

附則 《抄》《昭二七法一四一》

1| この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。《昭二七法一四一》

2| この法律施行の際、都道府県及び保健所を設置する市が設置している優生結婚相談所は、改正後の第二十一条第三項（厚生大臣の設置についての承認）の規定による承認を受けて設置した優生保護相談所とみなす。《昭二七法一四一》

3| 改正前の第二十二条（優生結婚相談所設置の認可）の規定による優生結婚相談所の設置の認可は、改正後の第二十二条（優生保護相談所の設置の認可）の規定による優生保護相談所の設置の認可とみなす。《昭二七法一四一》

4| この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。《昭二七法一四一》

附 則 《昭二八法二二三》

1] この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。但し、第四条中学校教育法第三十一条の改正規定は、公布の日から施行する。《昭二八法二二三》

2] この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。《昭二八法二二三》

3] この法律施行の際従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。《昭二八法二二三》

附 則 《昭三〇法二二七》

この法律は、公布の日から施行する。《昭三〇法二二七》

附 則 《昭三五法五五》

この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の優生保護法第十一条の規定は、昭和三十五年四月一日以後に同法第十条の規定により行なう優生手術に関する費用について適用し、同日前に同条の規定により行なう優生手術に関する費用については、なお従前の例による。《昭三五法五五》

附 則 《抄》《昭三五法一四五》

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。《昭三五法一四五》この「政令」は昭三六政一〇〇

附 則 《抄》《昭三七法一四〇》

1] この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。《昭三七法一四〇》

2] この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。《昭三七法一四〇》

3] この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。《昭三七法一四〇》

4] この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。《昭三七法一四〇》

5] この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁判に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。《昭三七法一四〇》

6] この法律の施行前にされた処分又は裁判に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものにつづいての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。《昭三七法一四〇》

7] この法律の施行の際現に係属している処分又は裁判の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。《昭三七法一四〇》

8] 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。《昭三七法一四〇》

附 則 《昭四〇法二二八》

この法律は、公布の日から施行する。《昭四〇法二二八》

附 則 《抄》《昭四二法二一〇》

1] (施行期日)  
この法律は、公布の日から施行する。《昭四二法二一〇》

(経過規定)

2] この法律の施行の際現に第十二条の規定による廃止前の予約出版法第四条の規定により納付した保証金に対する権利を有する者は、この法律の施行の日から一年以内に限り、その還付を請求することができる。《昭四二法二一〇》

3] この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。《昭四二法二一〇》

附 則 《昭四五法六四》

この法律は、公布の日から施行する。《昭四五法六四》

附 則 《昭五〇法四四》

この法律は、公布の日から施行する。《昭五〇法四四》

附 則 《昭五五法八三》

この法律は、公布の日から施行する。《昭五五法八三》

附 則 《昭五六法五一》

この法律は、公布の日から施行する。《昭五六法五一》

附 則 《抄》《昭五七法八〇》

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五章、第八十四条、第八十七条第二項、附則第三十一条及び附則第三十二条の規定(附則第三十一条の規定による社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の改正規定を除く。)は公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二章、第三十条(中央社会保険医療協議会に関する部分に限る。)及び附則第三十八条から附則第四十条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。《昭五七法八〇》最後の「政令」は昭五七政三二六

(優生保護法の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 前条の規定の施行の日前にした行為に対する優生保護法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。《昭五七法八〇》

(優生保護法の一部改正に伴う経過措置)

第四十九条 前条の規定の施行の日前にした行為に対する優生保護法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。《平一八法八三》

附 則 《昭六〇法七二》

この法律は、公布の日から施行する。《昭六〇法七二》

附 則 《抄》《昭六二法九八》

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。《昭六二法九八、この「政令」は昭六二政八八》

（施行前の準備）

第二条 第一条の規定による改正後の精神保健法（以下「新法」という。）第十八条第一項第三号の精神障害及びその診断又は治療に従事した経験の程度、新法第二十八条の第二項（新法第五十一条において準用する場合を含む。）及び新法第二十九条の第四項（新法第五十一条において準用する場合を含む。）において準用する新法第二十八条の第二項の基準、新法第三十六条第二項及び第三項（これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。）の行動の制限並びに新法第三十七条第一項（新法第五十一条において準用する場合を含む。）の基準の設定については、厚生大臣は、この法律の施行前においても公衆衛生審議会の意見を聴くことができる。《昭六二法九八》

第七条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。《昭六二法九八》

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。《昭六二法九八》

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。《昭六二法九八》

附 則 《平二法五六》

この法律は、公布の日から施行する。《平二法五六》

附 則 《抄》《平五法七四》

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中精神保健法の目次の改正規定（第五章 医療及び保護（第二十条―第五十一条）を「第五章の三 雑則（第五十一条の十二）」に改める部分に限る。）及び第五章の三 雑則（第五十一条の十二）に改める部分に限る。）及び第五章の次に二章を加える改正規定（第五章の三に係る部分に限る。）並びに附則第六条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項第一号の次に一号を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。《平五法七四、この「政令」は平五政三九九》

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中精神保健法の目次の改正規定（第五章 医療及び保護（第二十条―第五十一条）を「第八章 雑則（第五十一条の十二）」に改める部分に限る。）及び第五章の次に二章を加える改正規定（第五章の三に係る部分に限る。）並びに附則第六条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項第一号の次に一号を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。《平七法九四》

附 則 《抄》《平五法八九》

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。《平五法八九》

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求

めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。《平五法八九》

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。《平五法八九》

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。《平五法八九》

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。《平五法八九》

附 則 《抄》《平六法八四》

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（又は保健所を設置する市）を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに第二十一条中優生保護法第二十二条の改正規定（及び保健所を設置する市）を「保健所を設置する市及び特別区」に改める部分を除く。）及び同法第三十条の改正規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定並びに附則第四十一条中厚生省設置法第六条の改正規定（優生保護相談所の設置を認可し、及び）を削る部分に限る。）は平成九年四月一日から施行する。《平六法八四》

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（又は保健所を設置する市）を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。《平八法〇五》

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。《平六法八四》

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。《平六法八四》

（その他の経過措置の政令への委任）

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。《平六法八四》

附 則 《抄》《平七法九四》

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに第十九条の四の次に一条を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。《平

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。《平七法九四》

附則 《平七法一〇八》

この法律は、公布の日から施行する。《平七法一〇八》

附則 《抄》《平八法二八》

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。《平八法二八》

（施行期日）

附則 《抄》《平八法一〇五》

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。《平八法一〇五》

（経過措置）

第二条 この法律による改正前の優生保護法（以下「旧法」という。）第十条の規定により行われた優生手術又は人工妊娠中絶に係る旧法第二十五條の規定については、なお従前の例による。《平八法一〇五》

第三条 旧法第三条第一項、第十条、第十三条第二項又は第十四条第一項の規定により行われた優生手術又は人工妊娠中絶に係る旧法第二十五條の届出については、なお従前の例による。《平八法一〇五》

第四条 旧法第二十七條に規定する者の秘密を守る義務については、なお従前の例による。《平八法一〇五》

第五条 この法律の施行前にした行為及び前二條の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。《平八法一〇五》

《本則》《平一法一六〇》

（処分、申請等に関する経過措置）

第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。《平一法一六〇》

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。《平一法一六〇》

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。《平一法一六〇》

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第一千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改

革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。《平一法一六〇》

（罰則に関する経過措置）

第一千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。《平一法一六〇》

（命令の効力に関する経過措置）

第一千三百四条 改革関係法等の施行前に法令の規定により発せられた国家行政組織法の一部を改正する法律による改正前の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号。次項において「旧国家行政組織法」という。）第十二条第一項の総理府令又は省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法の一部を改正する法律による改正後の国家行政組織法（次項及び次条第一項において「新国家行政組織法」という。）第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。《平一法一六〇》

2 改革関係法等の施行前に法令の規定により発せられた旧国家行政組織法第十三条第一項の特別の命令は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第五十八条第四項（組織関係整備法第六条の規定による改正後の宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の命令又は新国家行政組織法第十三条第一項の特別の命令としての効力を有するものとする。《平一法一六〇》

3 改革関係法等の施行の際現に効力を有する金融再生委員会規則で、第六十六条の規定による改正後の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律又は第六十八條の規定による改正後の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の規定により内閣府令で定めるべき事項を定めているものは、改革関係法等の施行後は、内閣府令としての効力を有するものとする。《平一法一六〇》

（政令への委任）

第一千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第一千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。《平一法一六〇》

附則 《抄》《平一法一六〇》

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千二百六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日
- 二 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定 平成十二年七月一日《平一法一六〇》

附則 《抄》《平二法八〇》

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。《平二法八〇》

附則 《抄》《平三法一五三》

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。《平三法一五三。この「政令」は平一四政三》

（処分、手続等に関する経過措置）

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。《平一三法一五三》

〔罰則に関する経過措置〕

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。《平一三法一五三》

〔経過措置の政令への委任〕

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。《平一三法一五三》

附則 《平一七法九〇》

この法律は、公布の日から施行する。《平一七法九〇》

《本 則》《平一八法五〇》

〔母体保護法の一部改正に伴う経過措置〕

第二百八十三条 前条の規定による改正後の母体保護法第十四条第一項に規定する公益社団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人を含むものとする。《平一八法五〇》

附則 《抄》《平一八法五〇》

（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。ただし、第三百三十三条第一項及び第三項（第三号に係る部分に限る。）、第三百三十四条、第三百三十五条第二項（第四号に係る部分に限る。）、第三百三十七条、第三百三十八条第一項、第四百二十二条（公益法人認定法第四十七条の規定を準用する部分に限る。）並びに第六百六十九条（内閣府設置法附則第二条第一項に一号を加える改正規定中特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整に係る部分を除く。）の規定は、公益法人認定法附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。《平一八法五〇》

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。ただし、第三百三十三条第一項及び第三項（第三号に係る部分に限る。）、第三百三十四条、第三百三十五条第二項（第四号に係る部分に限る。）、第三百三十七条、第三百三十八条第一項、第四百二十二条（公益法人認定法第四十七条の規定を準用する部分に限る。）並びに第六百六十九条（内閣府設置法附則第二条第一項に一号を加える改正規定中特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整に係る部分を除く。）の規定は、公益法人認定法附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。《平一三法七四》

附則 《抄》《平一八法八三》

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十号並びに附則第四条、第三十三号から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第五百五条、第二百四十四条並びに第三百三十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日
- 二 第二十二号及び附則第五十二号第三項の規定 平成十九年三月一日
- 三 第二条、第十二号及び第十八号並びに附則第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十四号、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十一条、第七十二条、第七十四号及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日
- 四 第三条、第七号、第十三号、第十六号、第十九号及び第二十四号並びに附則第二条第二項、第三十七号から第三十九号まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七号、第六十六条、第七十一条、第七十六条、第七十八号、第七十九号、第八十一条、第八十

四号、第八十五号、第八十七号、第八十九号、第九十三号から第九十五号まで、第九十七号から第一百条まで、百三条、第九九号、第一百零四号、第一百七号、第二百十号、第二百二十三号、第二百二十六号、第二百二十八号及び第三十号の規定 平成二十年四月一日

- 五 第四条、第八条及び第二十五号並びに附則第十六号、第十七号、第十八号第一項及び第二項、第十九号から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八号、第九十二条、第一百一条、百四号、百七号、第八八号、第九十五号の規定 平成二十年十月一日
- 六 第二十一条並びに第二百十九号の規定 平成二十年十月一日
- 五 第五号、第九号、第十四号、第二十条及び第二十六号並びに附則第五十三号、第五十八号、第六十七号、第九十号、第九十一号、第九十六号及び第一百一十一条の規定 平成二十四年四月一日《平一八法八三》

〔検討〕

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療保険各法及び第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。《平一八法八三》

2| 高齢者医療確保法による高齢者医療制度については、制度の実施状況、保険給付に要する費用の状況、社会経済の情勢の推移等を勘案し、第七条の規定の施行後五年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるべきものとする。《平一八法八三》

3| 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。《平一八法八三》

〔罰則に関する経過措置〕

第三百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。《平一八法八三》

〔処分、手続等に関する経過措置〕

第三百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。《平一八法八三》

2| この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。《平一八法八三》

〔その他の経過措置の政令への委任〕

第三百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。《平一八法八三》

附則 《平一三法四六》

この法律は、公布の日から施行する。《平一三法四六》

附則《抄》《平三法七四》

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定、第三条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第七十一条第一項の改正規定、第四条及び第五条の規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十六条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第六条の規定、サイバー犯罪に関する条約が日本国について効力を生ずる日
- 三 附則第五十八条の規定、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第~~▼~~号、同条及び附則第五十九条において「児童買春等処罰法一部改正法」という。）の公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日
- 四 附則第六十条の規定、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第~~▼~~号、同条及び附則第六十一条において「労働者派遣法等一部改正法」という。）の公布の日又は施行日のいずれか遅い日
- 五 附則第六十二条の規定、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十二号、同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」という。）の公布の日又は施行日のいずれか遅い日（平三法七四）

附則《抄》《平二五法一〇三》

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条、第十一条、第十二条及び第十六条の規定、公布の日
- 二 附則第十七条の規定、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日（平二五法一〇三）

附則《平三法七五》

この法律は、公布の日から施行する。（平三法七五）

附則《抄》《平二五法八四》

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第七十一条の規定は、公布の日から施行する。（平二五法八四）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第七十一条の規定は、公布の日から施行する。（平二五法一〇三、この「政令」は平二六政一六八）

(検討)

第六十六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（平二五法八四）

(処分等の効力)

第九十九条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（平二五法八四）

(処分等の効力)

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（平二五法一〇三）

(罰則に関する経過措置)

第一百条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（平二五法八

四）

(罰則に関する経過措置)

第一百条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（平二五法一〇三）

(政令への委任)

第一百条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（平二五法八四）

(政令への委任)

第一百条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（平二五法一〇三）

附則《抄》《平二五法一〇三》

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条、第十一条、第十二条及び第十六条の規定、公布の日
- 二 附則第十七条の規定、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日（平二五法一〇三）

(罰則に関する経過措置)

第九条 施行日前にした行為及び附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（平二五法一〇三）

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（平二五法一〇三）

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、医薬品の店舗による販売又は授与の在り方を含め、医薬品の販売業の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（平二五法一〇三）

別表《昭三三法一五六》

別表《昭二四法二一六》

別表（第四条、第十二条関係）《昭五六法五》

【削除】《平八法一〇五》

一 遺伝性精神病《昭三三法一五六》

【削除】《平八法一〇五》

精神分裂病《昭三三法一五六》

【削除】《平八法一〇五》

躁鬱病《昭三三法一五六》

そううつ病《昭二四法二一六》

【削除】《平八法一〇五》

真性癲癇《昭三三法一五六》

てんかん《昭二四法二一六》

【削除】《平八法一〇五》

二 遺伝性精神薄弱《昭三三法一五六》

【削除】《平八法一〇五》

白痴《昭三三法一五六》

【削除】《昭二四法二一六》

痴愚《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

魯鈍《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

三 強度且つ悪質な遺伝性精神変質症《昭三法一五六》  
三 顕著な遺伝性精神病質《昭二四法二二六》  
【削除】《平八法一〇五》

著しい性欲異常《昭三法一五六》  
顕著な性欲異常《昭二四法二二六》  
【削除】《平八法一〇五》

兇悪な常習性犯罪者《昭三法一五六》  
顕著な犯罪傾向《昭二四法二二六》  
【削除】《平八法一〇五》

四 強度且つ悪質な遺伝性病的性格《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

分裂病質《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

循環病質《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

癲癇病質《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

五 強度且つ悪質な遺伝性身体疾患《昭三法一五六》  
四 顕著な遺伝性身体疾患《昭二四法二二六》  
【削除】《平八法一〇五》

遺伝性進行性舞蹈病《昭三法一五六》  
ハンチントン氏舞蹈病《昭二四法二二六》  
【削除】《平八法一〇五》

遺伝性脊髓性運動失調症《昭三法一五六》  
【削除】《平八法一〇五》

遺伝性小脳性運動失調症《昭三法一五六》  
【削除】《平八法一〇五》

筋萎縮性側索硬化症《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

脊髓性進行性筋萎縮症《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

神経性進行性筋萎縮症《昭三法一五六》  
神経性進行性筋い縮症《昭二四法二二六》  
【削除】《平八法一〇五》

進行性筋性筋栄養障碍症《昭三法一五六》  
進行性筋性筋栄養障碍がい症《昭二四法二二六》  
【削除】《平八法一〇五》

筋緊張病《昭三法一五六》  
【削除】《平八法一〇五》

筋痙攣性癲癇《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

遺伝性震顫症《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

家族性小児四肢麻痺《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

痙攣性脊髓麻痺《昭三法一五六》

【削除】《昭二四法二二六》

強直性筋萎縮症《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

先天性筋緊張消失症《昭三法一五六》  
【削除】《平八法一〇五》

先天性軟骨發育障碍《昭三法一五六》  
先天性軟骨發育障碍がい《昭二四法二二六》  
【削除】《平八法一〇五》

多発性軟骨性外骨腫《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

白児《昭三法一五六》  
【削除】《平八法一〇五》

魚鱗癬《昭三法一五六》  
魚りんせん《昭二四法二二六》  
【削除】《平八法一〇五》

多発性軟性神経纖維腫《昭三法一五六》  
多発性軟性神経纖維しゆ《昭二四法二二六》  
【削除】《平八法一〇五》

結節性硬化症《昭三法一五六》  
【削除】《平八法一〇五》

色素性乾皮症《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

先天性表皮水疱症《昭三法一五六》  
先天性表皮水ほう症《昭二四法二二六》  
【削除】《平八法一〇五》

先天性ポルフィン尿症《昭三法一五六》  
【削除】《平八法一〇五》

先天性手掌足蹼角化症《昭三法一五六》  
先天性手掌足しよ角化症《昭二四法二二六》  
【削除】《平八法一〇五》

遺伝性視神経萎縮《昭三法一五六》  
遺伝性視神経い縮《昭二四法二二六》  
【削除】《平八法一〇五》

網膜色素変性《昭三法一五六》  
【削除】《平八法一〇五》

黄斑部変性《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

網膜膠腫《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

先天性白内障《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

全色盲《昭三法一五六》  
【削除】《平八法一〇五》

牛眼《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

黒内障性白痴《昭三法一五六》  
【削除】《昭二四法二二六》

先天性眼球震盪《昭三法一五六》  
先天性眼球震とう《昭二四法二二六》  
【削除】《平八法一〇五》

青色鞏膜《昭三法一五六》

青色きょう膜《昭二四法二一六》

【削除】《平八法一〇五》

先天性聾《昭三法一五六》

【削除】《昭二四法二一六》

遺伝性難聴《昭三法一五六》

遺伝性の難聴又はつんぼ《昭二四法二一六》

遺伝性の難聴又はろう《昭五六法五》

【削除】《平八法一〇五》

血友病《昭三法一五六》

【削除】《平八法一〇五》

六 強度な遺伝性奇型《昭三法一五六》

五 強度な遺伝性奇型《昭二四法二一六》

【削除】《平八法一〇五》

裂手、裂足《昭三法一五六》

【削除】《平八法一〇五》

指趾部分的肥大症《昭三法一五六》

【削除】《昭二四法二一六》

顔面披裂《昭三法一五六》

【削除】《昭二四法二一六》

先天性無眼球症《昭三法一五六》

【削除】《昭二四法二一六》

嚢性脊髄披裂《昭三法一五六》

【削除】《昭二四法二一六》

先天性骨欠損症《昭三法一五六》

【削除】《平八法一〇五》

先天性四肢欠損症《昭三法一五六》

【削除】《昭二四法二一六》

小頭症《昭三法一五六》

【削除】《昭二四法二一六》

その他厚生大臣の指定するもの《昭三法一五六》

【削除】《昭二四法二一六》